

ア 運転免許証，住民基本台帳カード，個人番号カード，一般旅券，各種福祉手帳，各種健康保険証，住民票，住民記載事項証明書，戸籍謄本等の写しのいずれか。（本人確認書類）

イ 2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由，都合によらないで減少し，当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し。

（離職関係書類）

ウ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち，収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し。（収入関係書類）

エ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の，申請日の金融機関の通帳等の写し。（金融資産関係書類）

2 福祉事務所長は，申請者に対し，「住居確保給付金申請時確認書（様式1－2号）」（以下「確認書」という。）について丁寧に説明し，誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて，署名を得るものとする。

3 福祉事務所長は，申請者に対して，必要事項を申請書に記載するにあたり，助言を行うものとし，次に掲げる事項を伝達しなければならない。

ア 支給期間は3か月であるが，常用就職に至らなかった場合には，支給最終月の末日までに延長等の申請を行うことで，当該受給中に就職活動要件を誠実に満たし，かつ，延長等の申請時において第4条各号に定める対象者要件を満たしている場合，3か月間の延長が3回まで可能であること。

イ 基準額以上の収入がある場合，第6条第1号の計算式に基づき，家賃額の一部支給となること。また，基準額まで収入が下がった時点で変更申請することにより，家賃額の満額の支給が可能となること。